

バス事業のあり方検討会 第4回議事概要

日 時： 平成23年2月17日（木） 10:00～12:00

場 所： 経済産業省 別館 10階 1020号会議室

事務局からの資料説明、バス業界からの貸切バス事業の現状と今後の対応についての説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- 規制緩和により事業者数が大幅に増え、中には安全管理が適切に行われているか疑わしい事業者もいる。参入規制を強化すべきである。
- 多くの旅行業者は貸切バス運転者の労働時間について定めた改善基準告示を理解していないのではないかと。旅行業者にも同告示を周知すべきである。
また、多くの旅行業者は貸切バスの公示運賃・届出運賃を意識しておらず、これにより需給バランスが崩れている。旅行業界にも関係法令遵守のための責任の一端を負うべきである。
- バス事業、旅行業それぞれの業態において、各々が守るべきことを守ることが重要である。ビジネスの世界では価格の高低も契約成立に係る一つの要素であるが、その契約を受けるか受けないかは経営判断である。
- この検討会では、現在生じている問題の「犯人探し」をするのではなく、貸切バス業界、旅行業界双方が共に発展していけるよう前向きな議論すべきである。
- 貸切バス事業者の格付けをすることにより便利になるという発想は理解できるが、一つ星の事業者と二つ星の事業者とで運行したときに、二つ星の事業者が事故を起こしてしまった場合に、誰が格付けしたのか等の利用者の問い合わせに答えるのか。安全は目に見えないものなので、安全を評価するという事は難しいのではないかと。
- 貸切バス事業者と旅行業者との関係についての論点を整理するにあたっては、法令遵守の徹底が重要なのではないかと。乗合バスは路線の設定の仕方などにより事業に付加価値を求めることができるが、貸切バスは運行することでしか付加価値を求めることができない。そのような業態に自由に参入できれば安全性は確保されず、参入規制という議論に向かわざるを得ないのではないかと。事後チェックでどこまで対応できるかということも含めて検討していく必要がある。

以 上